

平成29年6月27日

平成29年度第3回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 平成 29 年 6 月 27 日 (火) 午前 9 時 30 分

場所 美浦村役場 3 階 委員会室

## 日 程

1. 開会
2. 教育長あいさつ
3. 付議事項
  - 議案第 1 号 平成 29 年度要保護・準要保護児童生徒の認定について
  - 議案第 2 号 美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収  
条例施行規則の一部を改正する規則
4. 報告事項
  - 報告第 1 号 美浦村授乳服購入補助について
5. その他
6. 閉会

議案第 1 号

平成 29 年度要保護・準要保護児童生徒の認定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成 29 年 6 月 27 日

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

## 議案第 2 号

美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成 29 年 6 月 27 日

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例施行規則の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

条例別表第 1 における所得割（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割（同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。以下同じ。）の額は、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8 及び第 314 条の 9 並びに附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項、附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項、附則第 5 条の 5 第 2 項、附則第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項、附則第 7 条の 3 第 2 項並びに附則第 45 条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加えた額とする。

第 7 条第 2 項中「第 6 条の 4 第 2 項」を「第 6 条の 4 第 1 号」に、「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例施行規則(平成27年教育委員会規則第11号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(所得割課税額の定義)</p> <p>第2条 条例別表第1における所得割課税額とは、<u>地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7，第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項，附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定がないものとして計算した同法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(利用者負担額の軽減)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 支給認定保護者が養育里親(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者，<u>同法第6条の4第2項に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院，児童養護施設，情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。)</u>の長をいう。)の場合における条例別表第1又は別表第2の階層区分は，第2階層とする。</p>	<p>(所得割課税額の定義)</p> <p>第2条 条例別表第1における所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)をいう。以下同じ。)の額は，<u>同法第314条の7，第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項，附則第5条の4第6項，附則第5条の4の2第6項，附則第5条の5第2項，附則第7条の2第4項及び第5項，附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定による控除されるべき金額があるときは，当該金額を加えた額とする。</u></p> <p>(利用者負担額の軽減)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 支給認定保護者が養育里親(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者，<u>同法第6条の4第1号に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院，児童養護施設，児童心理治療施設</u> _____ <u>及び児童自立支援施設に限る。)</u>の長をいう。)の場合における条例別表第1又は別表第2の階層区分は，第2階層とする。</p>

報告第1号

美浦村授乳服購入補助について

上記について、別紙のとおり報告する。

平成29年6月27日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

## ○美浦村授乳服購入補助事業が始まります。

村は、子育て家庭を支援するため、授乳服を購入した方に対し、その費用を予算の範囲内において補助します。

授乳服は、「服を着たまま授乳しやすい機能」を持った衣服です。赤ちゃんが誕生すると、赤ちゃんと共に出かける機会がうまれます。最近では、授乳室を完備している施設も多くなってきましたが、おなかを空かした赤ちゃんは待ってくれません。そんな時に授乳服は場を選ばず、そっと授乳できるよう工夫されています。

### 補助の対象となる方

- 平成 29 年 4 月 1 日以降に「母子健康手帳」の交付を受けた方
- 授乳服購入日及び申請日に美浦村に住所を有している方
- 申請する方及び同一世帯員の方が、村税等を完納している方

### 補助金額

- 上限額 8,000 円 ただし、母子健康手帳 1 冊に対して 1 回  
(上限額の範囲内であれば、複数枚数も対象となります。)

### 申請窓口

- 地域交流館みほふれ愛プラザ(子育て支援センター)  
美浦村宮地 1211-2 電話 029-885-6511

### 申請方法

- 申請に必要なもの
  - ・美浦村授乳服購入補助金交付申請書兼請求書  
(村ホームページからも入手できます。)
  - ・購入店名及び品名に「授乳服」と記載された領収書原本  
(インターネット等で購入し、領収書原本等の提出が困難な場合は、申請者が当該授乳服を購入したことが証明できる書類)
  - ・村税等納付(納入)状況確認承諾書(窓口で記載します。)

### 対象となる期間

- 授乳服を購入した日から 1 年以内